

平成27年度 市民委員会資料②

【議案第17号】

川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 新旧対照表

市民・こども局

(平成28年2月10日)

川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市市民ミュージアム条例 昭和62年12月22日条例第45号</p>	<p>○川崎市市民ミュージアム条例 昭和62年12月22日条例第45号</p>
<p>改正 平成6年10月7日条例第30号 平成12年12月21日条例第78号 平成17年9月30日条例第87号 平成18年6月28日条例第53号 平成21年12月24日条例第47号 平成27年3月23日条例第2号</p>	<p>改正 平成6年10月7日条例第30号 平成12年12月21日条例第78号 平成17年9月30日条例第87号 平成18年6月28日条例第53号 平成21年12月24日条例第47号 平成27年3月23日条例第2号</p>
<p>川崎市市民ミュージアム条例 (目的及び設置)</p>	<p>川崎市市民ミュージアム条例 (目的及び設置)</p>
<p>第1条 考古、歴史、民俗、美術、映像等に関する資料及び作品について収集、展示、調査研究等を行うこと等により、市民の観覧、学習、研究等に資するとともに市民相互の交流を推進し、もって市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、川崎市市民ミュージアム（以下「市民ミュージアム」という。）を設置する。</p>	<p>第1条 考古、歴史、民俗、美術、映像等に関する資料及び作品について収集、展示、調査研究等を行うこと等により、市民の観覧、学習、研究等に資するとともに市民相互の交流を推進し、もって市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、川崎市市民ミュージアム（以下「市民ミュージアム」という。）を設置する。</p>
<p>(位置)</p>	<p>(位置)</p>
<p>第2条 市民ミュージアムの位置は、川崎市中原区等々力1番2号とする。 (事業)</p>	<p>第2条 市民ミュージアムの位置は、川崎市中原区等々力1番2号とする。 (事業)</p>
<p>第3条 市民ミュージアムは、おおむね次の事業を行う。 (1) 考古、歴史、民俗、絵画、工芸、漫画、写真、ポスター、映像等に係る実物、複製、模型等の資料及び作品（以下「資料等」という。）の収集、保管、展示等を行うこと。 (2) 資料等に関する講座、講演会、映写会、研究会等を開催すること。 (3) 資料等に関する説明及び助言を行うこと。 (4) 市民の文化活動の助長、奨励及び指導を行うこと。</p>	<p>第3条 市民ミュージアムは、おおむね次の事業を行う。 (1) 考古、歴史、民俗、絵画、工芸、漫画、写真、ポスター、映像等に係る実物、複製、模型等の資料及び作品（以下「資料等」という。）の収集、保管、展示等を行うこと。 (2) 資料等に関する講座、講演会、映写会、研究会等を開催すること。 (3) 資料等に関する説明及び助言を行うこと。 (4) 市民の文化活動の助長、奨励及び指導を行うこと。</p>

改正後	改正前
<p>(5) 資料等に関する専門的及び技術的な調査研究並びに解説書、目録、年報、調査研究報告書等の作成及び頒布を行うこと。</p> <p>(6) 博物館、図書館、学校、研究所その他の関係機関と協力し、刊行物及び情報の交換、資料等の相互貸借等を行うこと。</p> <p>(7) 施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。</p>	<p>(5) 資料等に関する専門的及び技術的な調査研究並びに解説書、目録、年報、調査研究報告書等の作成及び頒布を行うこと。</p> <p>(6) 博物館、図書館、学校、研究所その他の関係機関と協力し、刊行物及び情報の交換、資料等の相互貸借等を行うこと。</p> <p>(7) 施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。</p>
<p><u>（指定管理者）</u></p>	
<p>第3条の2 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとし</p>	
<p><u>てその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市民ミュージアム</u></p>	
<p><u>の管理を行わせる。</u></p>	
<p><u>(1) 市民ミュージアムの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保で</u></p>	
<p><u>きること。</u></p>	
<p><u>(2) 事業計画書の内容が、市民ミュージアムの効用を最大限に発揮すると</u></p>	
<p><u>ともに管理経費の縮減が図られるものであること。</u></p>	
<p><u>(3) 事業計画書の内容に沿った市民ミュージアムの管理を安定して行う能</u></p>	
<p><u>力を有すること。</u></p>	
<p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認</p>	
<p><u>める書類を市長に提出しなければならない。</u></p>	
<p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p>	
<p><u>（指定管理者が行う管理の基準）</u></p>	
<p>第3条の3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、</p>	
<p><u>市民ミュージアムの管理を行わなければならない。</u></p>	
<p><u>（指定管理者が行う業務の範囲）</u></p>	
<p>第3条の4 指定管理者は、資料等の収集、保管、展示等を行う業務その他</p>	
<p><u>の市民ミュージアムの管理のために必要な業務を行わなければならない。</u></p>	
<p><u>【削除】</u></p>	
<p></p>	<p><u>（職員）</u></p>
<p></p>	<p>第4条 市民ミュージアムに館長その他必要な職員を置く。</p>

改正後	改正前								
<p>(利用時間及び休館日)</p> <p>第4条 市民ミュージアムの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>指定管理者</u>は、必要と認めるときは、<u>あらかじめ市長の承認を得て</u>、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</p> <table border="1" data-bbox="174 395 1066 715"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前9時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td>(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。) (2) 休日の翌日(土曜日、日曜日及び休日を除く。) (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)</td> </tr> </table>	利用時間	午前9時30分から午後5時まで	休館日	(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。) (2) 休日の翌日(土曜日、日曜日及び休日を除く。) (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)	<p>(利用時間及び休館日)</p> <p>第5条 市民ミュージアムの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>市長</u>は、必要と認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1178 395 2069 715"> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前9時30分から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td>(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。) (2) 休日の翌日(土曜日、日曜日及び休日を除く。) (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)</td> </tr> </table>	利用時間	午前9時30分から午後5時まで	休館日	(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。) (2) 休日の翌日(土曜日、日曜日及び休日を除く。) (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)
利用時間	午前9時30分から午後5時まで								
休館日	(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。) (2) 休日の翌日(土曜日、日曜日及び休日を除く。) (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)								
利用時間	午前9時30分から午後5時まで								
休館日	(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。) (2) 休日の翌日(土曜日、日曜日及び休日を除く。) (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)								
<p>(観覧料)</p> <p>第5条 市民ミュージアムが行う企画展の展示会場へ入場しようとする者は、<u>指定管理者に観覧料を支払わなければならない</u>。</p> <p>2 観覧料の額は、別表第1に定める金額の範囲内において、<u>あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする</u>。</p> <p>3 観覧料は、<u>指定管理者の収入とする</u>。</p>	<p>(観覧料)</p> <p>第6条 市民ミュージアムが行う企画展(以下「企画展」という。)の展示会場へ入場しようとする者は、<u>別表第1に定める観覧料を納付しなければならない</u>。</p>								
<p>(特別利用)</p> <p>第6条 資料等について熟覧、模写、模造、拓本、撮影及び原板使用(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、<u>指定管理者の許可を受けなければならない</u>。</p> <p>2 前項の許可を受けた者は、<u>指定管理者に特別利用料を支払わなければならない</u>。</p> <p>3 前項の特別利用料は、<u>前払しなければならない</u>。ただし、<u>指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない</u>。</p> <p>4 <u>指定管理者は、第1項の許可を受けた者がその条件に違反したとき、又は違反するおそれがあるとき、その他指定管理者が管理上支障があると認め</u></p>	<p>(特別利用)</p> <p>第7条 資料等について熟覧、模写、模造、拓本、撮影及び原板使用(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、<u>市長の許可を受けなければならない</u>。</p> <p>2 前項の許可を受けた者は、<u>別表第2に定める区分に応じ同表に定める特別利用料を納付しなければならない</u>。</p> <p>3 前項の特別利用料は、<u>許可と同時に納付しなければならない</u>。ただし、<u>市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない</u>。</p> <p>4 <u>市長は、第1項の許可を受けた者がその条件に違反したとき、又は違反するおそれがあるとき、その他市長が管理上支障があると認めるときは、</u></p>								

改正後	改正前
るときは、当該許可を取り消し、又は特別利用を制限し、若しくは停止することができる。	当該許可を取り消し、又は特別利用を制限し、若しくは停止することができる。
5 特別利用料の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。	
6 特別利用料は、指定管理者の収入とする。 (施設等の利用許可)	(施設等の利用許可)
第7条 別表第3に掲げる市民ミュージアムの施設等を利用しようとする者は、 <u>指定管理者</u> の許可を受けなければならない。 (施設等の利用料金)	第8条 別表第3に掲げる市民ミュージアムの施設等を利用しようとする者は、 <u>市長</u> の許可を受けなければならない。 (施設等の使用料)
第8条 前条の許可を受けた者(以下「施設等利用者」という。)は、 <u>指定管理者</u> に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。 2 <u>利用料金</u> は、 <u>前払</u> しなければならない。ただし、 <u>指定管理者</u> が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 3 <u>利用料金の額</u> は、別表第3に定める金額の範囲内において、あらかじめ <u>市長の承認</u> を得て、 <u>指定管理者</u> が定めるものとする。	第9条 前条の許可を受けた者(以下「施設等利用者」という。)は、 <u>別表第3</u> に定める使用料を納付しなければならない。 2 <u>前項の使用料</u> は、 <u>前納</u> とする。ただし、 <u>市長</u> が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
4 <u>利用料金</u> は、 <u>指定管理者</u> の収入とする。 (施設等の利用許可の制限)	第10条 <u>市長</u> は、 <u>管理上支障</u> があるとき、 <u>その他施設等の利用</u> を不適當であると認めるときは、 <u>第8条</u> の許可をしない。 (施設等の利用許可の取消し等)
第9条 <u>指定管理者</u> は、 <u>管理上支障</u> があるとき、 <u>その他施設等の利用</u> を不適當であると認めるときは、 <u>第7条</u> の許可をしない。 (施設等の利用許可の取消し等)	第11条 <u>市長</u> は、 <u>施設等利用者</u> が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、 <u>第8条</u> の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 利用の目的に反したとき。 (2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。 (3) 偽りその他不正な行為により <u>第7条</u> の許可を受けたとき。 (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
第10条 <u>指定管理者</u> は、施設等利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、 <u>第7条</u> の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 利用の目的に反したとき。 (2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。 (3) 偽りその他不正な行為により <u>第7条</u> の許可を受けたとき。 (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。	第10条 <u>市長</u> は、 <u>管理上支障</u> があるとき、 <u>その他施設等の利用</u> を不適當であると認めるときは、 <u>第8条</u> の許可をしない。 (施設等の利用許可の取消し等)
第11条 <u>市長</u> は、施設等利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、 <u>第8条</u> の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 利用の目的に反したとき。 (2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。 (3) 偽りその他不正な行為により <u>第7条</u> の許可を受けたとき。 (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。	第11条 <u>市長</u> は、 <u>施設等利用者</u> が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、 <u>第8条</u> の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 利用の目的に反したとき。 (2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。 (3) 偽りその他不正な行為により <u>第7条</u> の許可を受けたとき。 (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。

改正後	改正前
<p>(5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(施設等の変更禁止)</p>	<p>(5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(施設等の変更禁止)</p>
<p>第11条 施設等利用者は、施設等を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、<u>指定管理者</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(施設等の利用権の譲渡等の禁止)</p>	<p>第12条 施設等利用者は、施設等を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(施設等の利用権の譲渡等の禁止)</p>
<p>第12条 施設等利用者は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(原状回復)</p>	<p>第13条 施設等利用者は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(原状回復)</p>
<p>第13条 施設等利用者は、施設等の利用を終了し、又は第7条の許可を取り消され、若しくは施設等の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、又は返還しなければならない。</p> <p>(取消し等による損害の責任)</p>	<p>第14条 施設等利用者は、施設等の利用を終了し、又は第8条の許可を取り消され、若しくは施設等の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、又は返還しなければならない。</p> <p>(取消し等による損害の責任)</p>
<p>第14条 市及び指定管理者は、第10条第5号に該当する場合を除き、第7条の許可の取消し又は施設等の利用の制限若しくは停止によって、施設等利用者に生じた損害については、その責めを負わない。</p>	<p>第15条 市は、第11条第5号に該当する場合を除き、第8条の許可の取消し又は施設等の利用の制限若しくは停止によって、施設等利用者に生じた損害については、その責めを負わない。</p> <p>(受講料及び入場料)</p>
<p>【削除】</p> <p>(観覧料等の減免)</p>	<p>第16条 市長は、第3条第2号に規定する事業を行うに当たっては、<u>受講料及び入場料を徴収することができる。</u></p> <p>2 前項の受講料及び入場料の額は、市長がその都度定める。</p> <p>(観覧料等の減免)</p>
<p>第15条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、第5条第1項に規定する観覧料、第6条第2項に規定する特別利用料及び利用料金（以下「観覧料等」という。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(観覧料等の返還)</p>	<p>第17条 市長は、特に必要があると認めるときは、第6条に規定する観覧料、第7条第2項に規定する特別利用料及び第9条第1項に規定する使用料（以下「観覧料等」という。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(観覧料等の還付)</p>

改正後	改正前
<p>第16条 <u>既に支払われた観覧料等は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。</u> (入館等の制限)</p>	<p>第18条 <u>既納の観覧料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由がある</u> <u>と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> (入館等の制限)</p>
<p>第17条 <u>指定管理者は、他人の迷惑となるおそれのある者その他管理上支障があると認められる者については、入館を断り、又は退館させることができる。</u> (損害の賠償)</p>	<p>第19条 <u>市長は、他人の迷惑となるおそれのある者その他管理上支障があると認められる者については、入館を断り、又は退館させることができる。</u> (損害の賠償)</p>
<p>第18条 <u>資料等又は施設等を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従いこれらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</u> (委任)</p>	<p>第20条 <u>資料等又は施設等を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従いこれらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</u> (委任)</p>
<p>第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 (略)</p>	<p>第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 (略)</p>
<p>附 則 (施行期日)</p>	
<p>1 <u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条の次に3条を加える改正規定（第3条の2（指定管理者に市民ミュージアムの管理を行わせることに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。</u> (経過措置)</p>	
<p>2 <u>この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った利用許可その他の行為で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定により当該行為に相当する行為を</u></p>	

改正後	改正前												
<p>行うべきものが新条例第3条の2第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）となるものは、施行日以後においては、指定管理者の行った利用許可その他の行為とみなす。</p>													
<p>3 改正前の条例の規定により発行された共通利用券又は特別入場券については、新条例別表第1の規定にかかわらず、施行日以後引き続き使用することができる。</p>													
<p>別表第1（第5条関係）</p>	<p>別表第1（第6条関係）</p>												
<p>1 普通観覧料</p>	<p>1 普通観覧料</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人1回</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	単位	金額	1人1回	2,000円	<p>企画展の観覧料は、1人につき2,000円の範囲内で市長が企画展ごとに定める。</p>								
単位	金額												
1人1回	2,000円												
<p>2 共通利用券</p>	<p>2 共通利用券</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100円券12枚つづり</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>100円券25枚つづり</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	100円券12枚つづり	1,000円	100円券25枚つづり	2,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100円券12枚つづり</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>100円券25枚つづり</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	100円券12枚つづり	1,000円	100円券25枚つづり	2,000円
種別	金額												
100円券12枚つづり	1,000円												
100円券25枚つづり	2,000円												
種別	金額												
100円券12枚つづり	1,000円												
100円券25枚つづり	2,000円												
<p>備考 共通利用券は、次に掲げる施設の入場等に利用することができる。ただし、当該各施設への団体（20人以上をいう。）の入場等については、この限りでない。</p>	<p>備考 共通利用券は、次に掲げる施設の入場等に利用することができる。ただし、当該各施設への団体（20人以上をいう。）の入場等については、この限りでない。</p>												
<p>(1) 市民ミュージアムにおいて市民ミュージアムが行う企画展の展示会場への入場</p>	<p>(1) 市民ミュージアムにおいて市民ミュージアムが行う企画展の展示会場への入場</p>												
<p>(2) 川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）に規定する川崎市岡本太郎美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場</p>	<p>(2) 川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）に規定する川崎市岡本太郎美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場</p>												
<p>(3) 川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）に規定する川崎市青少年科学館のプラネタリウムの一般投影又は特別投影の観覧</p>	<p>(3) 川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）に規定する川崎市青少年科学館のプラネタリウムの一般投影又は特別投影の観覧</p>												
<p>(4) 川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）に規定する川崎市立日本民家園への入園</p>	<p>(4) 川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）に規定する川崎市立日本民家園への入園</p>												

改正後					改正前																																																																																																		
<p>3 特別入場券</p> <p>指定管理者は、7,000円の範囲内であらかじめ市長の承認を得て、定期券その他の特別入場券を発行することができる。</p> <p>別表第2 (第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>特別利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熟覧</td> <td rowspan="4">1点 1日</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>模写</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>模造</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>拓本</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>撮影</td> <td>1点</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>原板使用</td> <td>1枚</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第7条、第8条関係)</p> <p>1 施設利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> <tr> <th>午前9時30分から 午後0時30分まで</th> <th>午後1時30分から 午後5時まで</th> <th>午前9時30分から 午後5時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ホ ー ル</td> <td>映像ホール</td> <td>7,800円</td> <td>9,100円</td> <td>16,900円</td> </tr> <tr> <td>ミニホール</td> <td>3,000円</td> <td>3,500円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">研 修 室</td> <td>研修室1</td> <td>1,200円</td> <td>1,400円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td>1,200円</td> <td>1,400円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>研修室3</td> <td>1,200円</td> <td>1,400円</td> <td>2,600円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	単位	特別利用料	熟覧	1点 1日	200円	模写	1,000円	模造	1,000円	拓本	1,000円	撮影	1点	300円	原板使用	1枚	2,000円	種別	金額			午前9時30分から 午後0時30分まで	午後1時30分から 午後5時まで	午前9時30分から 午後5時まで	ホ ー ル	映像ホール	7,800円	9,100円	16,900円	ミニホール	3,000円	3,500円	6,500円	研 修 室	研修室1	1,200円	1,400円	2,600円	研修室2	1,200円	1,400円	2,600円	研修室3	1,200円	1,400円	2,600円	<p>3 特別入場券</p> <p>市長は、7,000円の範囲内で_____定期券その他の特別入場券を発行することができる。</p> <p>別表第2 (第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>特別利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熟覧</td> <td rowspan="4">1点 1日</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>模写</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>模造</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>拓本</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>撮影</td> <td>1点</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>原板使用</td> <td>1枚</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第8条、第9条関係)</p> <p>1 施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> <tr> <th>午前9時30分から 午後0時30分まで</th> <th>午後1時30分から 午後5時まで</th> <th>午前9時30分から 午後5時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ホ ー ル</td> <td>映像ホール</td> <td>7,800円</td> <td>9,100円</td> <td>16,900円</td> </tr> <tr> <td>ミニホール</td> <td>3,000円</td> <td>3,500円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">研 修 室</td> <td>研修室1</td> <td>1,200円</td> <td>1,400円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td>1,200円</td> <td>1,400円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>研修室3</td> <td>1,200円</td> <td>1,400円</td> <td>2,600円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	単位	特別利用料	熟覧	1点 1日	200円	模写	1,000円	模造	1,000円	拓本	1,000円	撮影	1点	300円	原板使用	1枚	2,000円	種別	金額			午前9時30分から 午後0時30分まで	午後1時30分から 午後5時まで	午前9時30分から 午後5時まで	ホ ー ル	映像ホール	7,800円	9,100円	16,900円	ミニホール	3,000円	3,500円	6,500円	研 修 室	研修室1	1,200円	1,400円	2,600円	研修室2	1,200円	1,400円	2,600円	研修室3	1,200円	1,400円	2,600円
区分	単位	特別利用料																																																																																																					
熟覧	1点 1日	200円																																																																																																					
模写		1,000円																																																																																																					
模造		1,000円																																																																																																					
拓本		1,000円																																																																																																					
撮影	1点	300円																																																																																																					
原板使用	1枚	2,000円																																																																																																					
種別	金額																																																																																																						
	午前9時30分から 午後0時30分まで	午後1時30分から 午後5時まで	午前9時30分から 午後5時まで																																																																																																				
ホ ー ル	映像ホール	7,800円	9,100円	16,900円																																																																																																			
	ミニホール	3,000円	3,500円	6,500円																																																																																																			
研 修 室	研修室1	1,200円	1,400円	2,600円																																																																																																			
	研修室2	1,200円	1,400円	2,600円																																																																																																			
	研修室3	1,200円	1,400円	2,600円																																																																																																			
区分	単位	特別利用料																																																																																																					
熟覧	1点 1日	200円																																																																																																					
模写		1,000円																																																																																																					
模造		1,000円																																																																																																					
拓本		1,000円																																																																																																					
撮影	1点	300円																																																																																																					
原板使用	1枚	2,000円																																																																																																					
種別	金額																																																																																																						
	午前9時30分から 午後0時30分まで	午後1時30分から 午後5時まで	午前9時30分から 午後5時まで																																																																																																				
ホ ー ル	映像ホール	7,800円	9,100円	16,900円																																																																																																			
	ミニホール	3,000円	3,500円	6,500円																																																																																																			
研 修 室	研修室1	1,200円	1,400円	2,600円																																																																																																			
	研修室2	1,200円	1,400円	2,600円																																																																																																			
	研修室3	1,200円	1,400円	2,600円																																																																																																			

改正後				改正前																			
展示室	企画展示室1		46,500円	展示室	企画展示室1		46,500円																
	企画展示室2		45,000円		企画展示室2		45,000円																
	アートギャラリー		75,000円		アートギャラリー		75,000円																
	多目的ギャラリー1		9,000円		多目的ギャラリー1		9,000円																
	多目的ギャラリー2		7,500円		多目的ギャラリー2		7,500円																
逍遥展示空間		30分につき 2,300円		逍遥展示空間		30分につき 2,300円																	
備考				備考																			
1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定使用料の2割増相当額とする。				1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設使用料の額は、規定使用料の2割増相当額とする。																			
2 ホール、展示室又は逍遥展示空間の利用について入場料を徴収する場合の施設使用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額)に増額の割合を乗じて得た額とする。				2 ホール、展示室又は逍遥展示空間の利用について入場料を徴収する場合の施設使用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定使用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額)に増額の割合を乗じて得た額とする。																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料金</th> <th>増額の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>15割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>20割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>30割</td> </tr> </tbody> </table>		入場料金	増額の割合	1,000円未満	15割	1,000円以上3,000円未満	20割	3,000円以上	30割			<table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料金</th> <th>増額の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>15割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>20割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>30割</td> </tr> </tbody> </table>		入場料金	増額の割合	1,000円未満	15割	1,000円以上3,000円未満	20割	3,000円以上	30割
入場料金	増額の割合																						
1,000円未満	15割																						
1,000円以上3,000円未満	20割																						
3,000円以上	30割																						
入場料金	増額の割合																						
1,000円未満	15割																						
1,000円以上3,000円未満	20割																						
3,000円以上	30割																						
3 第4条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間(午後5時から午前9時30分までの時間に限る。)に利用するときの施設利用料の額は、当該利用の許可に係る時				3 第5条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間(午後5時から午前9時30分までの時間に限る。)に利用するときの施設使用料の額は、当該利用の許可に係る時																			

改正後	改正前
<p>間30分につき、ホール又は研修室を利用する場合にあっては利用日の午後1時30分から午後5時までの利用時間の区分（以下「午後の区分」という。）の<u>規定利用料</u>（前2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額。以下この項において同じ。）の30分当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）、展示室を利用する場合にあっては利用日の午前9時30分から午後5時までの<u>利用時間の区分の規定利用料</u>の30分当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）、逍遥展示空間を利用する場合にあっては<u>規定利用料</u>の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>4 午後0時30分から午後1時30分までの時間（以下「中間時間」という。）においてホール又は研修室を利用する場合（午前9時30分から午後0時30分までの利用時間の区分（以下「午前の区分」という。）又は午後の区分を利用する場合に限る。）の<u>施設利用料</u>の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、<u>午前の区分の規定利用料</u>（第1項又は第2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額）の30分当たりの額とする。ただし、午前の区分と午後の区分の当該2区分を引き続き利用する場合の<u>中間時間の施設利用料</u>は、無料とする。</p> <p>2 <u>設備利用料</u></p>	<p>間30分につき、ホール又は研修室を利用する場合にあっては利用日の午後1時30分から午後5時までの利用時間の区分（以下「午後の区分」という。）の<u>規定使用料</u>（前2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額。以下この項において同じ。）の30分当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）、展示室を利用する場合にあっては利用日の午前9時30分から午後5時までの<u>利用時間の区分の規定使用料</u>の30分当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）、逍遥展示空間を利用する場合にあっては<u>規定使用料</u>の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>4 午後0時30分から午後1時30分までの時間（以下「中間時間」という。）においてホール又は研修室を利用する場合（午前9時30分から午後0時30分までの利用時間の区分（以下「午前の区分」という。）又は午後の区分を利用する場合に限る。）の<u>施設使用料</u>の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、<u>午前の区分の規定使用料</u>（第1項又は第2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額）の30分当たりの額とする。ただし、午前の区分と午後の区分の当該2区分を引き続き利用する場合の<u>中間時間の施設使用料</u>は、無料とする。</p> <p>2 <u>設備使用料</u>については、市長が別に定める。</p>

改正後	改正前						
<table border="1" data-bbox="197 215 1043 416"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 215 837 284">単位</th> <th data-bbox="837 215 1043 284">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 284 837 352">1式、1本、1組、1台、1張、1双、1個、</td> <td data-bbox="837 284 1043 352">10,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 352 837 416">1枚、1キロワットその他1単位 1回</td> <td data-bbox="837 352 1043 416"></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="147 427 237 459"><u>備考</u></p> <p data-bbox="147 472 1117 639">1 本表においては、映像ホール、ミニホール又は研修室の利用にあつては午前の区分、午後の区分をそれぞれ1回として、企画展示室、アートギャラリー、多目的ギャラリー又は逍遥展示空間の利用にあつては4時間までごとに1回として扱う。</p> <p data-bbox="147 652 1117 772">2 映像ホール、ミニホール又は研修室を午後5時から午前9時30分までの時間に利用する場合の設備利用料の額は、4時間までごとに1回として扱う。</p> <p data-bbox="147 785 1117 1000">3 映像ホール、ミニホール又は研修室を中間時間において利用する場合の設備利用料の額は、30分につき、午前の区分を単位として利用した場合の規定利用料の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前の区分と午後の区分の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</p>	単位	金額	1式、1本、1組、1台、1張、1双、1個、	10,000円	1枚、1キロワットその他1単位 1回		
単位	金額						
1式、1本、1組、1台、1張、1双、1個、	10,000円						
1枚、1キロワットその他1単位 1回							